

三菱UFJ-VISA ETCカード会員規約

第1条(本規約の趣旨)

本規約は、三菱 UFJ-VISA 会員規約(以下「会員規約」といいます。)に定める会員(以下「会員」といいます。)が三菱 UFJ-VISA ETC カード(以下「ETC カード」といいます。)を利用する場合の規約を定めたものです。会員は会員規約および本規約を承認し、別途自動料金収受者が定める「ETC システム利用規程」・「ETC システム利用規程実施細則」および車載器業者が定める利用規程等を合せ遵守して ETC カードを利用するものとします。

第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. 「ETCカード」とは、自動料金収受者が運営する ETC システムにおいて利用される通行料金支払いのための専用カードで第3条に定める方法により発行されます。
2. 「自動料金収受者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社および本州四国連絡高速道路株式会社など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち三菱 UFJ ニコス株式会社(以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。)がクレジットカード決済契約を締結した有料道路事業者および有料道路管理者(以下「道路事業者」といいます。)をいいます。
3. 「ETCシステム」とは、自動料金収受者所定の料金所において ETC 利用者が ETC カードおよび車載器、ならびに自動料金収受者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
4. 「車載器」とは、ETC 利用者が ETC システム利用のため車輦に設置する通信を行うための装置をいいます。
5. 「路側システム」とは、自動料金収受者所定の料金所の ETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。

第3条(ETCカードの発行・管理責任)

1. 株式会社三菱 UFJ 銀行(以下「当行」といいます。)は、会員より ETC カードの申込みがある場合、所定の方法で申込みを受け、当行および三菱 UFJ ニコスが適当と認めた会員に対し、会員が指定し当行および三菱 UFJ ニコスが認めたクレジットカード(以下「指定カード」といいます。)に追加して ETC カードを発行し、貸与します。なお、ETC カードを貸与された会員(以下「ETC 会員」といいます。)は、ETC システムにおいては指定カードに代わり ETC カードを利用することにより指定カードによる決済サービスを受けることができます。
2. ETC カードの所有権は、当行にあり、ETC 会員は指定カード同様善良な管理者の注意をもって ETC カードを利用、管理するものとします。万が一他人に貸与したり、車輦内に放置する等により第三者による不正使用があった場合にも ETC 会員本人が支払責任を負うものとします。
3. ETC 会員は当行より ETC カードを貸与されたときは、本規約および会員規約承認の上、直ちにその署名欄に会員自身の署名をしていただきます。ETC 会員が本規約および会員規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちに ETC カードを切断した上で当行に返却するものとします。

第4条(ETCカードの利用方法)

1. ETC 会員は、自動料金収受者所定の料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し路側システムと無線により必要情報を授受することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。
2. ETC 会員は、自動料金収受者所定の料金所において、ETC カードを提示して有料道路の料金を支払うことができるものとします。

第5条(ETCカードのご利用代金の支払方法)

1. ETCカードのご利用代金の支払方法は、1回払いとします。ただし、指定カードの支払方法に別途規約の定めがある場合は、当該規約の支払方法によるものとします。
2. 当行はETC会員のETCカードご利用代金を指定カードのご利用代金請求と同じ方法により請求し、ETC会員は指定カードのご利用代金と合算して支払うこととします。
3. 当行のご利用代金の請求が、自動料金収受者の請求データに基づく限り、ETC会員は請求額の支払義務を負うものとします。もし、自動料金収受者の請求データに疑義がある場合にもETC会員と自動料金収受者間で解決するものとし、当行への支払義務に影響を及ぼさないものとします。

第6条(ETCカードの利用・貸与の停止など)

ETC会員が、本規約または会員規約に違反した場合およびETCカードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当行が認めた場合、当行は、ETC会員に通知することなくETCカードもしくは指定カードまたは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約第11条に定める措置をとるものとします。

第7条(ETCカードの紛失・盗難、毀損・変形などの届出義務・責任および再発行)

ETC会員が、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、またはETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当行に届出るものとします。また、ETCカードの紛失・盗難の場合のETC会員の責任は、会員規約第14条によるものとします。ETCカードは、当行が認める場合に限り再発行します。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

第8条(ETCカードの有効期限)

ETCカードの有効期限は、指定カードと別に定めるものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。

第9条(退会)

ETC会員はETCカードを退会する場合、当行所定の退会手続きを行うとともに、ETCカードを当行に返却いただくか、ETCカードのICチップ部分を切断のうえ破棄してください。なお、指定カードを退会した場合は、当然にETCカードも退会したものとみなします。

第10条(指定カードの変更)

ETC会員は、当行所定の変更手続きを行い当行が認めた場合に、当行が発行する他のクレジットカードを指定カードとすることができます。

第11条(ETCカードの年会費)

ETC会員は、当行所定の年会費を会員規約第7条第1項に定める方法によりお支払いいただきます。

第12条(免責事項)

1. 当行は、ETCカードのご利用代金の支払いに関する事項を除き、事由のいかんを問わず、道路上での事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議等に関し、これを解決し、または損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。
2. 当行は、ETCカードの紛失、盗難、毀損、変形または機能不良等、ETCカードを利用することができないことによりETC会員に生じた損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。

第 13 条(会員規約)

本規約に定められていない事項については、会員規約によるものとします。

以 上